

浄水場発生土の放射能検査結果について

【最新の浄水場発生土の検査結果】

- 試料採取日 令和7年8月27、9月3、9、17日（金町）
- 試料採取日 令和7年8月27、9月3、10、17日（朝霞、小作、東村山、三郷、三園）
- 試料採取日 令和7年9月17日（境、高月）

（機械脱水）

単位：Bq/kg

浄水場名	ヨウ素-131	放射性セシウム
金町浄水場	不検出	30
朝霞浄水場	不検出	8
小作浄水場	不検出	4
東村山浄水場	不検出	8
三郷浄水場	不検出	42
三園浄水場	不検出	10
境浄水場	不検出	11
高月浄水所	不検出	7

- ※ 放射性セシウム：セシウム-134とセシウム-137の合計値
- ※ 定量下限値（検査ごとに異なります）未満を不検出としています。
- ※ 下記②に基づき、平成24年1月からは、試料採取日に1試料ずつ、計4試料を採取し、同じ重量ずつをよく混合した試料について検査しています。
- ※ 検査は、外部の専門機関で行っています。
- ※ 月1回検査し、当局ホームページで公表します。

【参考】

- 浄水場浄水（水道水）の放射能検査結果
- ※ 現在、浄水（水道水）及び原水中から、放射性物質（*）は検出されていません。
（*）放射性ヨウ素及び放射性セシウム
<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suigen/shinsai/sokutei.html>
- 機械脱水
浄水処理過程から発生する濁質等をろ布を用い機械的に加圧し、圧搾・脱水するものです。
- 天日乾燥床
浄水処理過程から発生する濁質等を露天の乾燥床に入れ、天日による蒸発脱水及び底部からのろ過脱水を組み合わせで行うものです。
- 浄水場発生土の取扱いについて
 - ① 平成23年6月16日付けで厚生労働省より「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」が示されています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fs28.html>
 - ② 平成24年1月1日に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」が施行されました。
<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html>
 - ③ 平成25年3月13日付けで厚生労働省より「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」が示されています。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/jimuren.html>
この通知により有効利用が可能となる基準値については、以下のとおりです。
 - ・園芸用土・・・400Bq/kg以下（浄水場から搬出される段階での数値）
 - ・グラウンド土・・・200Bq/kg以下（浄水場から搬出される段階での数値）